

(一社) ふじのくにづくり支援センター 殿

公共工事発注者支援機関(土木)

認定証

令和5年10月24日付けで提出のあった、公共工事発注者支援機関認定に係る公募に関する申請について、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第21条第4項に基づき評価した結果、適切と認められるので、公共工事発注者支援機関認定に係る公募及び認定要項に基づき、貴機関を公共工事発注者支援機関として認定します。

なお、本証の有効期間は令和6年1月24日から令和9年3月31日までとします。

令和6年1月23日

品質確保に関する推進協議会

委員長 山本 幸司

